

# 大崎地方合併協議会

## 第5回農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会

日時：平成15年11月20日（木）  
午前9時30分～  
場所：古川合同庁舎「大会議室」

### 次 第

1. 開 会
2. 開会あいさつ
3. 協議事項
  - (1) 農業委員会委員の報酬について
  - (2) その他
4. その他
5. 閉会あいさつ
6. 閉 会

## 協議事項(1)

### 農業委員会委員の報酬について

#### < 参考資料1 > 農業委員会委員の報酬等の状況

	選挙委員 員(人)	農地面積 (ha)	農家戸数 (戸)	1人当り農地 面積 (ha)	1人当り農家 戸数 (戸)	月額報酬(円)			
						会長	会長代理	部会長	委員
A委員会	30	9,751	5,836	325	195				
B委員会	29	7,524	4,025	259	139				
(現況)									
古川市	23	6,156	3,758	268	163	106,400	54,100	53,000	45,500
松山町	12	1,071	586	89	49	56,000	38,916		37,333
三本木町	12	1,418	732	118	61	101,000	48,500		43,500
鹿島台町	16	1,772	1,052	111	66	105,000	54,000		49,000
岩出山町	12	2,541	1,406	212	117	55,125	34,833		33,600
鳴子町	10	1,054	672	105	67	55,833	38,250		37,250
田尻町	16	3,263	1,655	204	103	97,900	43,200		40,500
(参考)									
秋田市	20	4,736	3,806	237	190	87,000	55,000		51,000
山形市	28	4,751	5,604	170	200	120,000	75,000	74,000	67,000
酒田市	25	8,132	2,837	325	113	99,000	50,000	48,000	40,000
新潟市	30	6,290	3,181	210	106	182,000	65,000	58,000	43,000

- 注 1 山形市の委員報酬のうち、議員であるものの報酬は、54,000円である。  
 2 酒田市は、部会長代理を設けており、その報酬は、43,000円である。

#### < 参考資料2 > 1市6町の現行報酬額を基準とした場合の新市農業委員会の報酬総額 (単位:千円)

	委員数 (人)	古川市の報酬を 基準とした場合	松山町の報酬を 基準とした場合	三本木町の報酬 を基準とした場合	鹿島台町の報酬 を基準とした場合	岩出山町の報酬 を基準とした場合	鳴子町の報酬を 基準とした場合	田尻町の報酬を 基準とした場合	1市6町の 現行報酬総額
A委員会	39	22,308	17,715	21,108	23,664	15,998	17,668	19,675	
B委員会	37	21,216	16,819	20,064	22,488	15,191	16,774	18,703	
計	76	43,524	34,534	41,172	46,152	31,189	34,442	38,378	64,519

- 注 1 委員数は、選挙委員のほか、選任委員として、農協選任2人、共済選任(A委員会2人、B委員会1人)、議会選任5人と仮定した。  
 2 6町の報酬を基準としたときの部会長の報酬については、委員と同額と仮定した。  
 3 1市6町の現行報酬総額は、平成15年度予算額による。

< 参考資料3 >

古川市農業委員会委員の年間活動状況(例)

		E委員	T委員	K委員	S委員	4委員計	1人当平均
会議等 件数	総会	2	2	2	2		
	全体会	3	3	3	3		
	部会	12	12	12	12		
	現地調査	1	3	3	3		
	地区会議	15	18	20	14		
	実態調査	12	15	20	10		
	農地斡旋	6	5	10	5		
	委員会等	7	5	5	8		
	合計	58	63	75	57	253	63.25
相談業務 件数	14.11	5	3	9	4		
	14.12	5	4	13	6		
	15.1	7	4	21	2		
	15.2	9	11	22	7		
	15.3	2	13	37	6		
	15.4	1	3	5	4		
	15.5	2	2	6	2		
	15.6	9	4	9	3		
	15.7	7	7	7	2		
	15.8	5	7	9	5		
	15.9	5	3	1	4		
	15.10	5	4	2	4		
合計	62	65	141	49	317	79.25	
電話相談	18	9	28	11	66	16.50	

会議等

1回当り平均3時間

相談業務

1件当り平均1時間30分

電話相談(電話回数ではなく相談件数単位)

1件当り平均30分

相談, 電話相談に関する調査等

1件当り平均2時間

1人当り年間活動時間

会議 63.25回 × 3時間 = 189.75 時間

相談業務 79.25件 × 1.5時間 = 118.875時間

電話相談 16.50件 × 0.5時間 = 8.25 時間

調査等 (79.25件 + 16.50件) × 2時間 = 191.5 時間

1人当り年間活動時間	508時間
1月平均活動時間	42時間

例えば, 時給を1,200円として報酬を算定すると

42時間 × 1,200円 = 50,400円 となる。

(パート正看護師 1時間 1,200円 古川市社会福祉協議会の例)

例えば, 時給を1,500円として報酬を算定すると

42時間 × 1,500円 = 63,000円 となる。

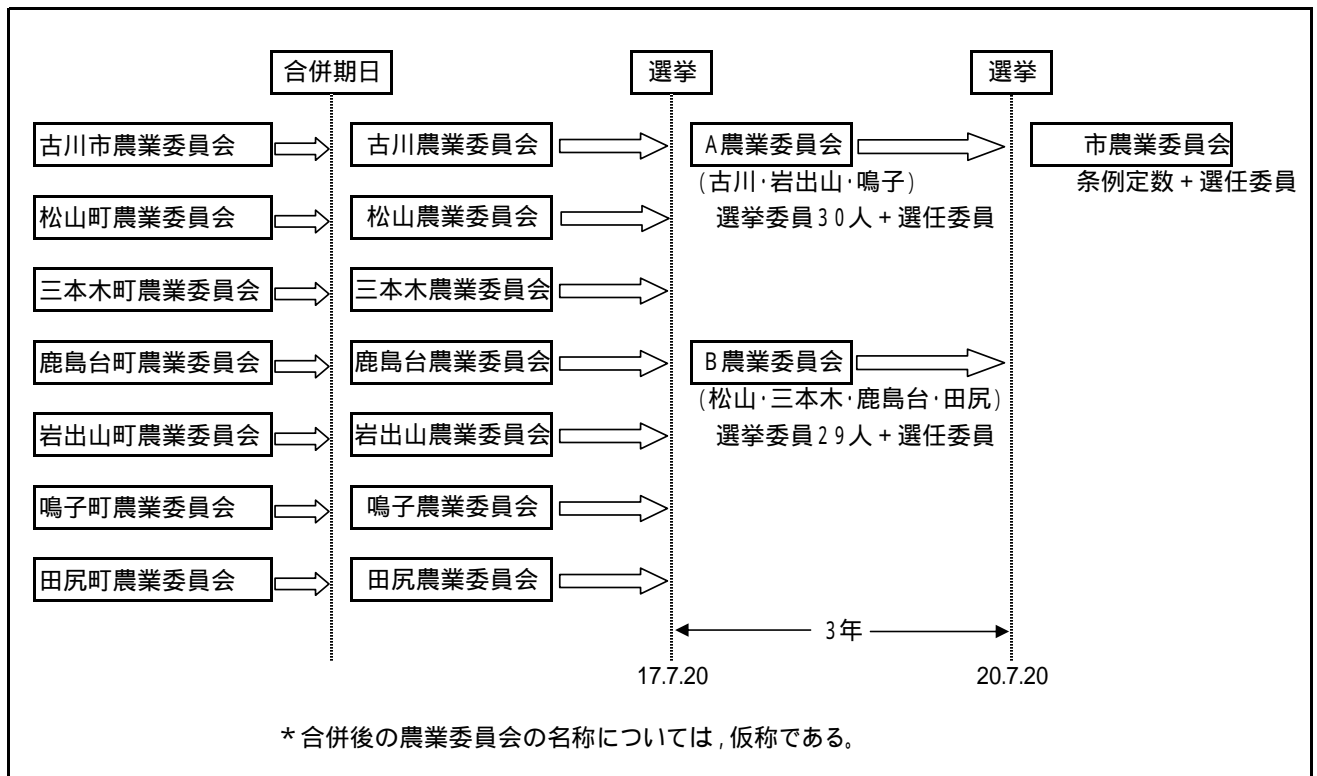
(係長職4級5号 1時間 1,500円 の例)

# 農業委員会委員の定数及び任期等について

## 農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会審議結果

- 1 新市に、合併前の1市6町に設置されていた農業委員会の区域をその区域とする7つの農業委員会を置く。
- 2 7つの農業委員会は、平成17年7月20日をもって、合併前の古川市、岩出山町及び鳴子町をその区域とする農業委員会並びに合併前の松山町、三本木町、鹿島台町及び田尻町をその区域とする農業委員会の2つに統合するものとし、選挙による委員の定数をそれぞれ30人及び29人とする。
- 3 農業委員会を統合するときの選挙にあたっては、合併前の古川市に3選挙区、その他の地域には合併前の町ごとに1選挙区を設けるものとし、選挙区ごとの定数については、新市において調整する。
- 4 統合後の2つの農業委員会には、それぞれ農地部会及び農政部会を置くこととし、その定数、所掌事務等については、新市において調整する。
- 5 統合後の農業委員会委員の報酬は、合併前の古川市農業委員会委員の報酬を基準に、新市において調整する。
- 6 新市の農業委員会は、平成20年を目標に1つに統合するものとし、新市においてその調整を行うものとする。

これを図にすると次のようになります。



## 協議の概要

### 1 合併後に7つの農業委員会を置くことについて

新設合併の場合の農業委員会については、特例を適用せずに合併後50日以内に設置選挙を行う。合併特例法の在任特例を適用し、合併後一定期間、選挙委員が在任する。農業委員会法により、従前の農業委員会がそのまま存続する。の3つの選択肢があります。

まず、については、合併日から選挙により委員が決まるまでの間、農地法関係事務や農地関係の諸証明などが出来ないなど、事務の空白期間が生じることなどから、選択しないこととしました。

次にとを検討し、は合併時に農業委員会を統合しなければならないが、は統合へ向けて3か月程度の準備期間をおくことが出来ることなどから、を選択し、合併後従前の7つの農業委員会を存続することとしました。

### 2 平成17年7月20日に2つの農業委員会に統合することについて

農業委員会を統合するにあたって、1市6町の区域の広さや地域が抱える農業事情を考慮すると、一気に1つに統合することは、農業者へのサービスの点などから問題が生じることが考えられるため、複数の農業委員会に統合することとし、課題を出来るだけ解決したうえで、1つの農業委員会に統合することとしました。

その区域については、中山間地と平地、農協単位などの案により協議しましたが、将来1つの農業委員会に統合しやすいよう、規模が同じ位になる古川市、岩出山町、鳴子町を区域とする農業委員会、松山町、三本木町、鹿島台町、田尻町を区域とする農業委員会の2つとすることとし、それぞれ定数を30人、29人としました。

### 3 選挙区を設置することについて

2つの農業委員会に統合するにあたっては、地域性や地域の事情等を考慮し、各地域からまんべんなく委員が選出されるようにすべきということから、従前どおりの選挙区を設置することとしました。

### 4 部会の設置について

30人、29人という定数から、法律により農地部会を必ず置かなければならないため、現在部会を設置している古川市を例に、農地部会と農政部会を置くこととしました。

### 5 農業委員会委員の報酬について

類似都市の状況、農業委員の活動状況などを参考に検討した結果、古川市の報酬を基準とすることとし、具体的な金額等については、新市において調整することとしました。

### 6 平成20年を目標に1つに統合することについて

合併の意義からすれば、1つの農業委員会が望ましいということでは意見が一致しており、区域の広さや地域の農業事情等を考慮し、2つの農業委員会を置くが、その間に課題を出来るだけ解決したうえで、1つに統合する準備をし、平成20年の統一選挙を目標に1つの農業委員会とすることとしました。

### 7 その他

#### <合併にあたり、小委員会として新市に望むこと>

農地に関する業務や農業者年金に関する業務など、専門性の高い業務を合併後も誤りなく処理するため、法令を熟知した職員を配置するなど、新市農業委員会の事務局体制の整備が必要である。

合併により、現在の役場から農業委員会事務局がなくなる所がでてくるが、周辺地域への対応として、各支所に農業者の簡易な相談や手続に対応できる相談窓口を設置するなど、農業者サービスの低下防止を図る必要がある。

報酬については、合併後広いエリアを少ない委員で対応しなければならないことなどから、古川市を基準としたが、古川市の報酬額は、近隣町及び類似都市と比べても決して高いものではなく、農業委員の仕事が今後確実に増えることを考えたとき、新市農業委員の確保のためにも、その責任に応じた誇りの持てる報酬額とすることを検討されたい。